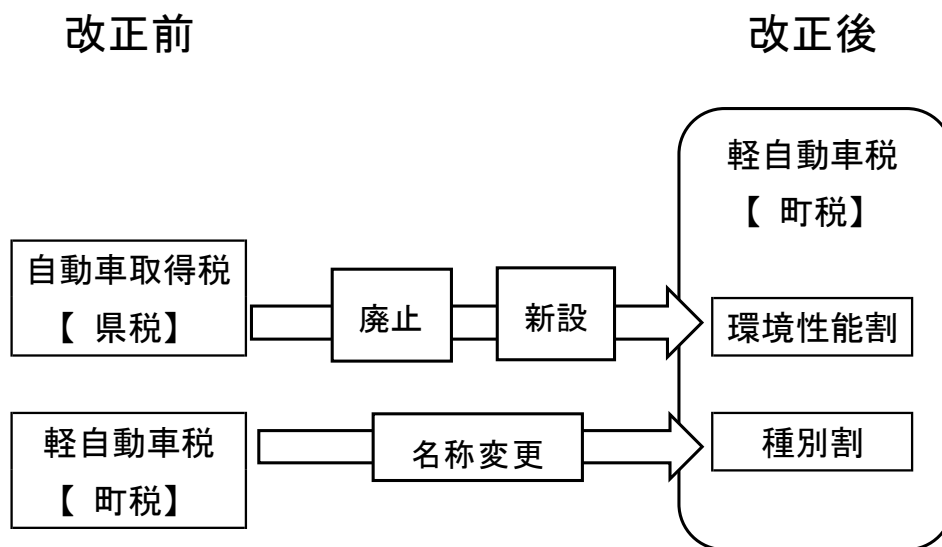


## 軽自動車税 税制改正のお知らせ

税制改正により、令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され、軽自動車税（環境性能割）が創設されました。従来の軽自動車税は、軽自動車税（種別割）に名称が変更になり、軽自動車税は、環境性能割と種別割の2つで構成されることとなります。



### 環境性能割

環境性能割は、新車・中古車を問わず購入された三輪以上の軽自動車（取得価格が50万円を超えるもの）に対して課税されます。

賦課徴収は、当分の間、引き続き福島県が行います。

税額は車両の取得価格に下記税率をかけた金額となります。

#### 【四輪軽乗用車の税率】

軽自動車（三輪以上）の 燃費性能	税率		
	自家用		営業用
	令和元年10月1日～ 令和2年9月30日	令和2年 10月1日～	
電気自動車など 令和2年度燃費達成基準+1 0%達成車	非課税	非課税	非課税

令和2年度燃費達成車		1%	0.5%
平成27年度燃費達成基準+ 10%達成	1%	2%	1%
上記以外の軽自動車			2%

#### 【四輪軽貨物車の税率】

軽自動車（三輪以上）の 燃費性能	税率	
	自家用	営業用
	令和元年10月1日～	
電気自動車など	非課税	非課税
平成27年度燃費達成基準 +20%達成		
平成27年度燃費達成基準 +15%達成	1%	0.5%
平成27年度燃費達成基準 +10%達成	2%	1%
上記以外の軽自動車	2%	2%

※「電気自動車など」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）のことをいいます。

※電気自動車除くガソリン車・ガソリンハイブリット車については、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車（中古車含む）を購入する場合、臨時的軽減として環境性能割の税率1%分が軽減されます。

#### 種別割

「軽自動車税」の名称が「軽自動車税（種別割）」に変わります。税率の変更はございません。